

京都大学における外国語コースを履修する外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程等新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学における外国語コースを履修する外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程 (平成23年3月28日総長裁定)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、京都大学授業料、入学料免除等規程(昭和53年達示第5号)第2条の3第2項の規定に基づき、京都大学が開設する外国語による授業のみで学位を取得できるコース(総長が指定するもの)に限る。以下「外国語コース」という。)を履修する外国人留学生のうち、学業優秀と認められる者を対象とした授業料の免除に関し必要な事項を定める。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における外国の政府、公的機関等が実施する留学生制度による外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程 (平成25年1月30日総長裁定)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、京都大学授業料、入学料免除等規程(昭和53年達示第5号)第2条の3第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる外国の政府、公的機関等が実施する当該各号に掲げる留学生制度により、本学の大学院博士後期課程(アジア・アフリカ地域研究研究科の一貫制博士課程における博士後期課程に相当する課程を含む。以下同じ。)又は医学研究科医学専攻若しくは薬学研究科薬学専攻の博士課程に入学する外国人留学生(以下「外国政府等留学生」という。)のうち、学業優秀と認められる者を対象とした授業料の免除に関し必要な事項を定める。 (1)・(2) (略) (後 略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、京都大学授業料、入学料免除等規程(昭和53年達示第5号)第2条の2第2項の規定に基づき、京都大学が開設する外国語による授業のみで学位を取得できるコース(総長が指定するもの)に限る。以下「外国語コース」という。)を履修する外国人留学生のうち、学業優秀と認められる者を対象とした授業料の免除に関し必要な事項を定める。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、京都大学授業料、入学料免除等規程(昭和53年達示第5号)第2条の2第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる外国の政府、公的機関等が実施する当該各号に掲げる留学生制度により、本学の大学院博士後期課程(アジア・アフリカ地域研究研究科の一貫制博士課程における博士後期課程に相当する課程を含む。以下同じ。)又は医学研究科医学専攻若しくは薬学研究科薬学専攻の博士課程に入学する外国人留学生(以下「外国政府等留学生」という。)のうち、学業優秀と認められる者を対象とした授業料の免除に関し必要な事項を定める。 (1)・(2) (同 左)</p>
<p style="text-align: center;">Kyoto University International Undergraduate Programにより本学の学部学生として入学する外国人留学生に係る授業料及び入学料の免除に関する規程 (平成30年9月26日総長裁定)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、京都大学授業料、入学料免除等規程(昭和53年達示第5号)第2条の3第2項及び第5条の2第2項の規定に基づき、Kyoto University International Undergraduate Programにより本学の学部学生として入学する外国人留学生(以下「Kyoto iUP留学生」という。)を対象とした授業料及び入学料の免除に関し必要な事項を定め、もって</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、京都大学授業料、入学料免除等規程(昭和53年達示第5号)第2条の2第2項及び第5条の2第2項の規定に基づき、Kyoto University International Undergraduate Programにより本学の学部学生として入学する外国人留学生(以下「Kyoto iUP留学生」という。)を対象とした授業料及び入学料の免除に関し必要な事項を定め、もって</p>

改正前	改正後
<p>適正かつ確実な授業料及び入学料の免除に資することを目的とする。 (後 略)</p> <p>京都大学と外国の大学が共同で実施する学位プログラムを履修する学生に係る授業料の免除に関する規程 (令和2年7月28日総長裁定)</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、京都大学授業料、入学料免除等規程(昭和53年達示第5号)第2条の3第2項の規定に基づき、京都大学と外国の大学が共同で実施する学位プログラムを履修する学生のうち、学業優秀と認められる者を対象とした授業料の免除に関し必要な事項を定める。 (後 略)</p>	<p>適正かつ確実な授業料及び入学料の免除に資することを目的とする。</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、京都大学授業料、入学料免除等規程(昭和53年達示第5号)第2条の2第2項の規定に基づき、京都大学と外国の大学が共同で実施する学位プログラムを履修する学生のうち、学業優秀と認められる者を対象とした授業料の免除に関し必要な事項を定める。</p> <p>附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。</p>